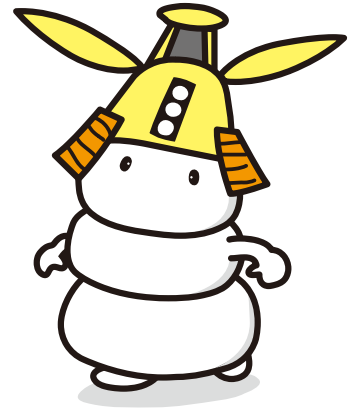


5. ごみを出す曜日が変更

新たにできる危険ごみの収集やペットボトルの月2回収集に伴い、4月1日から、ごみを出す曜日が変わる地域があります。詳しくは「平成28年度家庭ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

また、品目によっては収集時間が変わることもありますので、「収集日当日の決められた時間までに」「決められたものを」「決められた場所に」出してください。



■ごみの分別・リサイクル・ごみ収集・集積所に関すること

地 域	問 い 合 わ せ	
津地域	津市リサイクルセンター	☎237-5372
	環境政策課	☎229-3258
	環境事業課	☎237-5311
久居地域	久居総合支所地域振興課	☎255-8843
河芸地域	河芸総合支所地域振興課	☎244-1706
芸濃地域	芸濃総合支所地域振興課	☎266-2516
美里地域	美里総合支所地域振興課	☎279-8119
安濃地域	安濃総合支所地域振興課	☎268-5517
香良洲地域	香良洲総合支所地域振興課	☎292-4308
一志地域	一志総合支所地域振興課	☎293-3008
白山地域	白山総合支所地域振興課	☎262-7017
美杉地域	美杉総合支所地域振興課	☎272-8085

■施設・自己搬入に関すること

施 設	問 い 合 わ せ	
西部クリーンセンター	環境施設課	☎237-0671
クリーンセンターおおたか		
津市リサイクルセンター		

津市ごみ一時集積所設置等事業補助金制度

自治会が管理するごみ一時集積所の設置工事等に要する費用に、補助金を交付します。

なお、平成28年4月1日から制度の一部が変更になりました。

補助金額

- 設置工事…補助対象事業費の3分の1(1箇所当たり1万円以上のものに限る)
- 改修等工事…補助対象事業費の3分の1(1箇所当たり5万円以上のものに限る)

※設置工事、改修等工事ともに補助金は1箇所につき15万円を限度額として、前回の補助対象工事から3年以上経過していること。



申し込み・問い合わせ

設置および改修等工事を行う前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の申請書類を提出してください。

問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX 237-0079 各総合支所地域振興課